

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の見直し検討について

平成22年4月1日から施行した「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」については、その附則において「知事は、施行日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められていることから、条例の施行日から3年を経過した今年度、条例の見直しについて検討を行った。

1 見直し検討の経過

(1) 受動喫煙に関する県民意識調査・施設調査の実施

ア 調査の概要

	県民意識調査	施設調査
調査対象	県内在住の満20歳以上の男女5,000人	県内に所在する条例対象施設5,530施設
調査期間	平成25年6月17日～7月1日	
有効回答数(有効回収率)	2,617 (52.3%)	2,534 (45.8%)

イ 主な調査結果

(7) 受動喫煙による健康影響や条例の認知状況

- ・ 県民の93.0%、施設管理者の93.1%が「受動喫煙が健康に悪影響がある」と認識。
- ・ 県民の65.2%、施設管理者の85.8%が「受動喫煙防止条例」が制定されていることを認識。

(イ) 受動喫煙防止対策への取組み状況

- ・ 学校、病院、物販店など第1種施設の83.3%が条例に対応した「禁煙」を措置。
- ・ 飲食店や宿泊施設など第2種施設の60.2%が条例に対応した「禁煙」、6.8%が条例に対応した「分煙」を措置。
- ・ 県民の73.0%が、禁煙や分煙のお店などの数が「増えた」と認識。

(ウ) 受動喫煙防止対策について県に期待すること（複数回答可）

回 答	県 民	施設管理者
喫煙者のマナー向上のための普及啓発	63.5%	64.9%
受動喫煙による健康への悪影響の普及啓発	52.9%	53.3%
規制の強化	27.7%	14.4%
条例の着実な運用	22.7%	15.6%
規制の緩和や自主的取組みの促進	6.4%	6.2%

(2) 事業者団体等への意見照会の実施

ア 概要

条例の対象となる事業者や関係団体等の226団体等に対し、条例の目的に対する意見、条例の対応状況、条例の効果や影響、条例の内容や施行方法等、条例に対する要望について、文書で意見照会を行い、79団体等から回答があった。（6月17日～7月1日実施）

イ 主な意見等 ※ 括弧内は意見等を提出した団体等の種類

(7) 条例の目的に対する意見

- ・ 健康を守る上で、条例の趣旨に賛同。（教育施設、医療関係団体、公共交通機関、福祉関係団体、官公庁、飲食・遊興店関係団体 等）
- ・ 目的は十分に理解するが、たばこが合法的、成人の嗜好品とされている限り、喫煙者の喫煙権を守ることも重要。（飲食・遊興店関係団体）

(イ) 条例への対応状況

- ・ 条例施行に合わせて屋内の喫煙場所を廃止。（教育施設）
- ・ 地域の商店街と連携した店頭表示による受動喫煙防止対策を積極的に実施。（たばこ販売関係団体）

(ウ) 条例の効果や影響

- ・ 喫煙場所以外で喫煙する者がいなくなった。（教育施設、官公庁）
- ・ 喫煙者、非喫煙者を問わず利用者の受動喫煙防止意識が高まった。（官公庁）
- ・ 全面禁煙とした店舗は、客離れが進み大幅な営業不振となった。（飲食・遊興店関係団体）
- ・ 計数をもっての提示は不可能だが、少なからず影響はあったものと思慮する。（宿泊施設関係団体）

(エ) 条例の内容や施行方法等、条例に対する要望

- ・ 全面的に公共の場（道路含む）での禁煙を決定してほしい。（教育施設）
- ・ 条例は、「たばこ規制枠組条約」から大きくかけ離れている状況。行政による効果的なルールづくりの再検討、再強化が必要。（医療関係団体）
- ・ 施設出入口等、非喫煙者が利用せざるを得ない場所も何らかの規制が必要。（官公庁）
- ・ 特例第2種施設は、改正しないよう要望。（飲食・遊興店関係団体）
- ・ 条例そのものを変えることなく県民への周知活動の徹底を。（飲食・遊興店関係団体）
- ・ 全国的にまだ浸透していないのが実感。現状の規制内容とすることを望む。（宿泊施設関係団体）

(3) 「神奈川県たばこ対策推進検討会」における検討

ア 概要

「神奈川県たばこ対策推進検討会」及び同検討会に設置した「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会において検討を行った。

イ 開催状況

- 第1回検討会・部会合同会議（8月2日）
 - ・ 検討項目の整理
- 第2回部会（8月27日）
 - ・ 関係団体（神奈川県たばこ商業協同組合連合会、日本たばこ産業㈱、禁煙、分煙活動を推進する神奈川会議）からの意見聴取
 - ・ 各検討項目について議論
- 第2回検討会・第3回部会合同会議（10月18日）
 - ・ 各検討項目について議論
- 第3回検討会・第4回部会合同会議（11月8日）
 - ・ 各検討項目について議論を整理
 - ・ 意見のまとめ

ウ 検討結果

(7) 各検討項目の検討状況

a 第2種施設における分煙について

- ・ 受動喫煙による健康影響は科学的に明らかであり、最終的な方向性は禁煙であるという意見はあったが、事業者の経済的影響や喫煙者に配慮した「分煙」により、広く第2種施設の施設管理者に条例が浸透し、受動喫煙防止対策が進んできた。現状では、各種業界の実情に照らし、引き続き、「分煙」を認めてよい。
- ・ 禁煙に向けては、普及啓発等により各種業界の意識を変えていき、広く県民や事業者のコンセンサスを形成していくことが必要である。

b 特例第2種施設における努力義務について

- ・ 小規模施設と風営法施設を一緒に扱うことに違和感があるとの意見があり、大規模な風営法施設は見直す余地はあるが、今すぐに方向性を出すのは困難である。
- ・ また、禁煙を目指すべきとする意見はあったが、小規模施設の経済影響や物理的困難性に対する配慮が必要であることから、引き続き、特例を認めてよい。

c 表示義務について

- ・ 喫煙可の表示を規定することを求める意見や、デザインを施設管理者に任せてよいとの意見はあったが、喫煙可能表示は条例の趣旨に反して喫煙可の固定化につながり、また、表示のバリエーションを認めると、違反行為概念が不明確になることから、現状維持でよい。

d 罰則規定について

- ・ これまでのところ罰則適用例はないが、現行内容で規制の実効性が確保されていることから、現状維持でよい。

e 屋外や職場の対象化について

- ・ 屋外については、子どもが利用する公園や施設の入口付近を規制すべきとする意見はあったが、環境面から規制している市町村との役割分担や、灰皿の設置場所について施設管理者の配慮を求めるなどの取組みで対応することによりよい。
- ・ 職場も対象にすべきという意見はあったが、快適な職場環境は労使の話し合いで形成していくものであり、公共性の観点で職場を対象にすることは、条例の趣旨や目的に合致しない。

f 未成年者の喫煙区域等への立入り制限の例外規定について

- ・ 未成年者の受動喫煙防止は重要であり、未成年者保護の観点から例外規定を廃止すべきとする意見はあったが、未成年者の保護を含め、快適な職場環境は労使の話し合いで形成していくものであり、また、一律に適用して家族従業者も規制するには困難な実情があることから、事業者の取組みや普及啓発に期待したい。

g 受動喫煙の定義について

- ・ 喫煙者やたばこの煙にさらされることに合意した非喫煙者の受動喫煙も対象にすべきとする意見はあったが、意に反して吸わされる人を守ることが条例の守備範囲であることから、対象外である。
- ・ また、無煙たばこによる受動喫煙も対象にすべきとする意見はあったが、無煙たばこによる受動喫煙を規制する科学的知見は得られていない段階である。

h 分煙基準について

- ・ 県独自の基準を設けるべきとする意見はあったが、すぐに独自の基準を作成することは困難であることから、国の基準を踏まえることが合理的である。

i その他（普及啓発について）

- ・ 喫煙者のマナー向上や、特に未成年者の健康影響に関する普及啓発について、取り組んでいく必要がある。
- ・ 禁煙に向けては、普及啓発等により各種業界の意識を変えていき、広く県民や事業者のコンセンサスを形成していく必要がある。
- ・ 県民はもちろん、県外からの来訪者に対して、条例の規制内容の周知を充実していく必要がある。

(イ) 結論

条例の本文は改正せずに、条例内容や健康影響に関する普及啓発を充実すべき。

2 見直し結果

- 「受動喫煙に関する県民意識調査・施設調査」の結果によると、受動喫煙による健康影響や条例の内容の理解は一定程度進んでいる一方で、県民や施設管理者は、規制の強化や緩和よりも普及啓発を期待している。
- 事業者団体等への意見照会結果によると、飲食や宿泊施設の関係団体は条例の現状維持を、医療関係団体や禁煙推進団体などからは規制強化を望む声があったが、条例の趣旨や目的については、ほとんどの団体が賛同している。
- 検討会・部会における検討では、委員から、条例の規制強化を求める意見も一部にあったが、県民や事業者の理解と協力のもと、着実に禁煙・分煙による環境の整備が進んでいるとして、条例は改正せず、現状を維持し、更に対策を進めるために、条例内容や健康影響に関する普及啓発を充実すべきとする意見で概ね一致した。
- これらの調査結果や検討会・部会の意見を受け、県としては条例改正は行わず、引き続き、現行条例の適切な施行により、受動喫煙防止対策を着実に推進していく。
また、県民や施設管理者の期待に応えるよう、一層の工夫を加えながら、条例内容や健康影響に関する普及啓発に努めていく。